

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（解体業者による再資源化に関する基準） 第九条 法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一（略） 二 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。 三（略） 四（略） （再資源化預託金等の取戻し） 第七十六条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一（略） 二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券その他の船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し 三 当該自動車が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、次に掲げるいずれかの書類	（解体業者による再資源化に関する基準） 第九条 法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一（略） 二 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。 三（略） 四（略） （再資源化預託金等の取戻し） 第七十六条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一（略） 二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船荷証券その他船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し 三 当該自動車が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、同法第十五条の二第二項に規定

イ 当該自動車の道路運送車両法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し

ロ 当該自動車の道路運送車両法第十六条第五項又は同法第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し

ハ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出出された旨が記載された道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の写し

ニ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出出された旨が記載された道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の二に規定する検査記録事項等証明書の写し

する輸出抹消仮登録証明書の写し又は同法第十六条第五項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し